

健が発 1204 第 1 号
平成 26 年 12 月 4 日

各

都道府県
政令市
特別区

 衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省健康局がん対策・健康増進課長
（公印省略）

平成 27 年度における東日本大震災被災市町村への保健師派遣の協力依頼について

東日本大震災による被災市町村への保健師の派遣については、全国の地方公共団体からご協力をいただいております。深く感謝申し上げます。

現在、被災市町村では、懸命に復旧・復興事業に取り組んでおり、住宅再建・復興まちづくり事業は順次進められていますが、完了までにはなお相当程度の期間が必要とされる状況であり、仮設住宅入居者等をはじめ、被災者の避難の長期化が見込まれる中、被災者の健康面を中心とした影響が懸念されています。

各地方公共団体におかれては、震災直後から保健師の派遣に関し、ご尽力いただいているところですが、被災市町村からは、平成 27 年度についても一定数の保健師の派遣要望が見込まれる状況にあるところ、各地方公共団体におかれては、被災市町村のこうした状況を御賢察いただき、被災市町村への保健師の派遣に対して、一層のご理解とご協力を賜りますようお願いいたします。

なお、下記のとおり、被災市町村に対する保健師を含む人的支援についての協力依頼が、総務省・復興庁から各都道府県・指定都市に対してなされておりますので申し添えます。

また、貴都道府県内の市町村に対しても、この旨をお伝えいただきますようお願いいたします。

記

別添 1 「平成 27 年度における東日本大震災被災市町村への職員派遣について」（平成 26 年 12 月 4 日付
総行公第 98 号総務省公務員部長通知）

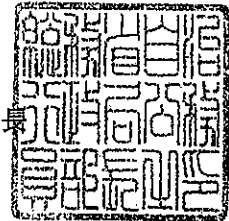
別添 2 「平成 27 年度における東日本大震災被災市町村への人的支援について」（平成 26 年 12 月 4 日付
復本第 1758 号復興庁統括官通知）



総行公第98号
平成26年12月4日

各都道府県知事
(人事担当課、市町村担当課、区政課扱い)
各指定都市市長
(人事担当課扱い) } 殿

総務省自治行政局公務員部長



平成27年度における東日本大震災被災市町村への職員派遣について

東日本大震災による被災市町村への人的支援につきましては、各地方公共団体において、被災市町村の事情を御理解いただき、厳しい行財政状況の下、全国市長会及び全国町村会の協力により構築された被災市町村に対する職員派遣のための体制（以下「全国市長会・全国町村会派遣スキーム」という。）等において、積極的に対応していただいているところであり、改めて深く感謝申し上げます。

被災市町村においては、復興事業への重点的な職員配置、外部委託の活用、新たな職員の採用等の措置を講じ、懸命に復興事業を進めているところですが、復興事業を一層円滑に推進するためには、広範な職種にわたって職員の不足が避けられない状況にあり、平成27年度におきましても、全国の地方公共団体からの中長期的な職員の派遣が必要になっております。

このため、今般、全国市長会及び全国町村会から各会員団体に対し、別添1のとおり、職員の派遣依頼が行われました。

各地方公共団体におかれましては、被災市町村の窮状を御賢察いただき、下記の事項にも留意し、被災市町村に対する人的支援について、なお一層の御理解と御協力を賜りますよう改めてお願いいたします。

併せて、貴都道府県内の市区町村に対してもこの旨を確実にお伝えいただきますようお願いいたします。

なお、被災市町村への職員派遣の検討に当たっては、都道府県、市区町村並びに各都道府県の市長会及び町村会において、情報交換を密に行っていただきますようお願いいたします。

本通知は、地方公務員法第59条（技術的助言）及び地方自治法第245条の4（技術的助言）に基づくものです。

記

1. 派遣元となる全国の各地方公共団体においては、効果的な職員派遣のために以下の例をはじめとした様々な対応がとられているところであり（総務省のホームページを参照※）、こうした事例も参考にさせていただきながら、被災市町村のマンパワー確保の充実に御尽力願いたいこと。
 - ①各都道府県の市区町村担当課や市長会・町村会が調整役となり、市区町村がローテーションを組んで派遣する。
 - ②行政実務の経験がある退職した元公務員等を一般職の任期付職員の採用に関する法律第3条及び第4条の規定に基づく任期付職員、地方公務員法に基づく再任用職員として採用し、被災地方公共団体に派遣する。
 - ③被災地方公共団体に派遣された職員が行っていた業務に一般職の任期付職員の採用に関する法律第4条の規定に基づく任期付職員、地方公務員法に基づく再任用職員を充てる。
2. 被災市町村が行う土地区画整理事業及び防災集団移転促進事業に係る被災市町村からの派遣要望については、引き続き、全国市長会・全国町村会派遣スキームにおいて取りまとめることとしていること。

なお、国土交通省からは、各都道府県・指定都市都市計画・都市整備担当部局に対して別添2（文面が同じであるため、代表例として北海道開発局分を添付。）のとおり、被災市町村への職員派遣についての協力依頼を行っていること。
3. 厚生労働省からは、各都道府県・政令市・特別区衛生主管部局に対して別添3のとおり、被災市町村への保健師派遣についての協力依頼を行っていること。
4. 水産庁からは、各都道府県水産基盤整備事業担当部局に対して別添4（文面が同じであるため、代表例として北海道分を添付。）のとおり、被災市町村への漁港関係職員派遣についての協力依頼を行っていること。

※総務省ホームページ「東日本大震災被災地方公共団体への職員派遣の取組例について」

http://www.soumu.go.jp/main_content/000208135.pdf

[連絡先]

総務省自治行政局公務員部公務員課 小野寺、西口

電話 03-5253-5544

FAX 03-5253-5552

e-mail h.onodera@soumu.go.jp

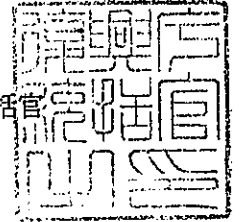
m.nishiguchi@soumu.go.jp

復本第 1758 号
平成 26 年 12 月 4 日

各 都 道 府 県 知 事
(人事担当課、市町村担当課、区政課扱い)
各 指 定 都 市 市 長
(人 事 担 当 課 扱 い)

} 殿

復興庁統括官



平成 27 年度における東日本大震災被災市町村への人的支援について (依頼)

東日本大震災による被災市町村への人的支援については、各地方公共団体において、厳しい行財政状況の中、職員の派遣や被災地へ派遣することを前提とした任期付職員の採用等、積極的に対応いただき、深く感謝申し上げます。

被災地においては、住宅再建・復興まちづくり事業を中心とした復旧・復興事業が本格化する中、平成 27 年度においても多数の職員の応援が必要とされており、今般、全国市長会及び全国町村会から全国の市区町村に対して職員派遣等の依頼がされたところです。

また、総務省・厚生労働省・国土交通省および水産庁からも下記の通知が発出され、協力が依頼されています。

については、被災市町村の窮状をご賢察いただき、被災市町村への積極的な人的支援にご理解とご協力を賜りますようお願いいたします。

また、貴都道府県内の市区町村に対しても、この旨をお伝えいただきますようお願いいたします。

記

(総務省通知)

- ・「平成 27 年度における東日本大震災被災市町村への職員派遣について」(平成 26 年 12 月 4 日付総行公第 98 号総務省公務員部長通知)
- ・「平成 27 年度における東日本大震災被災市町村に対する都道府県の第三セクター等の職員の中長期的な派遣(採用)への協力について」(平成 26 年 12 月 4 日付総行公第 99 号総務省公務員部長通知)
- ・「平成 27 年度における東日本大震災被災市町村に対する市区町村の第三セクター等の職員の中長期的な派遣(採用)への協力について」(平成 26 年 12 月 4 日付総行公第 100 号総務省公務員部長通知)
- ・「平成 27 年度における被災市町村で働く意欲のある市区町村の元職員等の情報提供について」(平成 26 年 12 月 4 日付総行公第 101 号総務省公務員部長通知)
- ・「平成 27 年度における東日本大震災被災市町村に対する都道府県の第三セクター等の職員の中長期的な派遣(採用)について」(平成 26 年 12 月 4 日付総行公第 102 号総務省公務員部公務員課長通知)

(厚生労働省通知)

- ・「平成 27 年度における東日本大震災被災市町村への保健師派遣の協力依頼について」(平成 26 年 12 月 4 日付健が発 1204 第 1 号厚生労働省健康局がん対策・健康増進課長通知)

(国土交通省通知)

- ・「東日本大震災に係る市街地復興に関する人的支援の継続実施依頼について」(平成 26 年 12 月 2 日付国都安第 136 号・国都市第 69 号国土交通省都市局都市安全課長・市街地整備課長通知)

(水産庁通知)

- ・「平成 27 年度における東日本大震災被災市町村への漁港関係職員派遣の協力依頼について」(平成 26 年 12 月 4 日付 26 水港第 2800 号水産庁漁港漁場整備部整備課長通知)